

DX 導入支援キット利用規約

令和 7 年 11 月 6 日策定
広島県立総合技術研究所
(西部工業技術センター)

本規約は、広島県立総合技術研究所が保有する DX 導入支援キットのデモ機（以下、「本デモ機」という。）を利用するにあたり、利用条件を説明したものです。以下の項目全てに同意いただけましたら、利用申請してください。

1 本デモ機の利用について

本デモ機は、広島県が県内企業の生産現場における DX 化を推進することを目的とし、利用者が自社内において、デジタル化の効果を検証・実証するためにご利用いただくものです。利用希望の際は、申請書に必要事項を記入の上、当センターに提出してください。申請書の提出をもって、利用規約に同意したものとします。

2 貸出条件について

- ・本デモ機の利用料は、申請内容の範囲内であれば無料です。
- ・本デモ機の利用をご希望される場合は、まず当センターにご相談ください。利用目的、利用条件等についてヒアリングし、貸出期間を調整します。
- ・本デモ機は原則、申請書に記載の設置場所に担当研究員が設置しての受け渡しとなります。これ以外の受け渡し方法をご希望される場合には、事前にご相談ください。なお海外での利用には対応できません。
- ・本デモ機は担当研究員が設置した状態で利用してください。設置場所や設置状態を変更する場合には、担当研究員にご相談ください。
- ・原則、受け渡しのための費用は不要ですが、特段の事情等に対応が必要な場合には、別途作業に要する実費の負担をお願いすることがあります。
- ・本デモ機の数には限りがあるため、貸出期間のご希望にそえない場合があります。
- ・本デモ機の第三者への貸出又は販売、譲渡等を行うことは禁止します。
- ・本デモ機は、いかなる理由においても、許可なく分解、複製、リバースエンジニアリング、改変及びそれらに類似する行為を禁止します。

3 貸出期間について

- ・本デモ機の貸出期間は原則 1 か月以内です。
- ・貸出期間の終了後は、速やかに返却してください。返却の方法、日時等については、担当研究員に事前にご相談ください。
- ・ご連絡なく返却が遅延した場合、別途費用を請求させていただく場合があります。
- ・郵送で返却を希望する場合は事前に担当研究員までご相談ください。その場合、送料は利用者での負担となります。着払いでの返却はご遠慮ください。

4 利用上の注意事項

- ・本デモ機を利用する上での禁止事項は次のとおりです。
 - 屋外での利用
 - 水、蒸気及び薬品等が直接本デモ機にかかる条件下での利用
 - 強い衝撃や変形が生じるような力が加わる条件下の利用
 - 本デモ機内部に入り込むような粉塵の舞う条件下の利用
 - 測定部以外が 50°C 以上の高温、0°C 以下の低温となるような場所での利用
 - 担当研究員の了承を得ず構成等を変更しての利用
 - その他、容易に故障の原因となると考えられる条件下での利用
- ・禁止事項又はそれに準ずるような利用方法をし、本デモ機に破損・欠品・不備が生じている場合には修理にかかる費用又は機器相当額等をご負担いただく場合があります。
- ・利用中にトラブルが発生した場合、又は発生が疑われる場合には、速やかに担当研究員までご連絡ください。
- ・返却された本デモ機に破損や欠品・不備が生じている場合は、修理にかかる費用又は機器相当額等をご負担いただく場合があります。
- ・本デモ機の利用により発生する光熱水費等は利用者負担となります。
- ・本デモ機の利用後には、使用感・改善要望事項等についてのアンケート等にご協力いただきます。
- ・取得したデータは申請者側では消去できませんので、消去等のご希望がある場合には事前に担当研究員にご相談ください。
- ・本デモ機の利用により取得したデータや本デモ機の改良に資する情報等は、当センターの研究開発及び DX 導入支援キットの改良に利用します。
- ・本デモ機の利用による検討結果等について、他の県内企業への普及促進のため公表することがあります。その場合、事前にご連絡しますので可能な限りご協力をお願いします。

5 その他免責事項等

- ・本デモ機の貸出期間中及び貸出期間後に生じた本デモ機以外の機械器具等の不具合等については、利用者の責任と負担において対応をお願いします。
- ・本デモ機の利用により発生した損害、利用者社員の負傷又は事故等について、当センターではその一切の責任は負いません。
- ・インターネット又は社内ネットワーク等への接続については、利用者の責任において行ってください。これにより発生した損害、利用者社員の負傷又は事故等について、当センターではその一切の責任は負いません。
- ・利用者が広島県の「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」別表の措置要件に該当すると認められるときは、直ちに本デモ機を返却して頂きます。
- ・本デモ機の貸出に係る一切の訴えは、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- ・本規約は予告なく改定する場合があります。